

# 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」（改訂版）の概要

## 改訂の背景

◎「いじめの未然防止と適切な対応」「重大事態の予防」をめざし、いじめ対策のさらなる強化を図ることを目的とする。

○「いじめ防止対策推進法」の施行から10年が経過したが、全国的にも近年重大事態の発生件数が増加傾向となり、依然として「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針（国方針）」「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（県方針）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（国ガイドライン）」等に沿った対応が不十分だったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況にある。

○鳥取県においても、平成29年に「県方針」を改訂するとともに、「鳥取県いじめ対応マニュアル いじめの重大事態から学ぶ」を作成・改訂したが、令和5年度におけるいじめの重大事態の1,000人あたりの発生件数は全国最多であった。そして、令和7年3月に国のサポートチームの訪問において次のような指摘があり、この度「鳥取県いじめの防止のための基本的な方針」を8年ぶりに改訂することとした。

\*「鳥取県いじめ対応マニュアル」を令和6年4月に改訂しているが、国ガイドラインの改訂も踏まえ、いじめへの適切な対応、重大事態の予防等についての具体的な記述等、さらに工夫が必要である。

\*県内の学校の中には「学校いじめ防止基本方針」（学校方針）が、実態に即していないもの、何年も更新されていないものがあり、また、この内容が教職員レベルまで十分に浸透していない状況も見受けられる。

## ○いじめの未然防止、重大事態の予防のための平時からの備え

- ・児童生徒のいじめへの理解と意識向上の取組、体験活動・ボランティア活動による自己有用感の育成、配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応等の重要性を記載 [Ⅰ-3、Ⅲ-2]
- ・教職員のいじめ対応の意識向上に向け確実な初期対応のポイントを記載 [Ⅲ-4]
- ・重大事態に係る「未然防止・平時からの備え」を記載 [Ⅵ-1]

## ○学校方針に基づいた教職員のいじめ対応等への理解、資質向上

- ・学校におけるいじめの防止等の取組として、学校方針の策定、組織的対応の在り方、重大事態とその適切な対応について認識するための教職員研修を年間計画に基づき実施することを記載 [Ⅲ-1、Ⅵ-1]
- ・学校方針の修正・見直しのポイントを記載 [Ⅲ-1]

## ○校長をリーダーとした学校いじめ対策組織の役割

- ・校長をリーダーとした学校いじめ対策組織が平時から組織的対応の中核となる役割と、その重要性を明確に規定 [Ⅲ-1]
- ・「いじめ対応に係る主な教職員の役割」を記載 [Ⅲ-1]

## ○アセスメントに基づいた対応と専門家等との連携

- ・いじめを受けた児童生徒の思いに寄り添った対応、またいじめを行った児童生徒がいじめに至った背景や経緯をアセスメントし、保護者や専門家、専門機関と連携した成長支援の必要性を記載 [Ⅰ-3 (7)] [Ⅲ-4]

## ○学校・家庭・地域が総がかりで行ういじめ防止

- ・「家庭における取組」「地域における取組」を具体的に記述し、役割を明確化 [Ⅳ、Ⅴ]
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一体的な取組の推進による地域ぐるみでいじめ防止に取り組むことを記載 [Ⅴ]
- ・いじめに関わった児童生徒及び保護者への丁寧な説明や共通理解のポイント等を記載 [Ⅵ-5] [チェックリスト]

## ○重大事態調査における調査項目や留意事項

- ・「重大事態調査の概要」「重大事態の基本的な考え方」を調査項目も含めて記載 [Ⅵ-4、5]
- ・重大事態発生時の基本的な対応や、調査における調査主体や調査組織について記載 [県ガイドライン]
- ・調査にあたっての児童生徒・保護者への事前説明、結果説明等のポイント等を記載 [県ガイドライン]